



島根県報

平成17年 4 月 8 日 (金)
第 1,665 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

告 示

島根県立中部情報化センターの使用料の還付金の支出事務の委託 (情報政策課) 3

島根県芸術文化センターの使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の還付金の支払事務の委託 (文化国際課) 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 3

土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) 3

土地改良事業計画書の縦覧 (") 3

保安林予定森林 (3 件) (森村整備課) 4

島根県立産業高度化支援センターの指定管理者の指定 (産業振興課) 5

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経営支援課) 5

地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 6

県道の路線の認定 (道路維持課) 7

道路の区域の変更 (") 7

道路の供用開始 (") 8

島根県立浜山公園の指定管理者の指定 (都市計画課) 8

島根県立石見海浜公園の指定管理者の指定 (") 9

島根県立万葉公園の指定管理者の指定 (") 9

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 9

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 (") 10

特殊肥料の検査結果の公表 (農畜産振興課) 10

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (島根県栽培漁業基本計画) の策定 (水産課) 11

選管告示

開票区の設定 15

不在者投票を行うことができる施設の指定 16

不在者投票を行うことができる施設の住所表記の変更 17

個人演説会を開催することができる施設の指定 17

個人演説会を開催することができる施設の住所表記等の変更 18

正 誤

平成16年12月28日付け島根県報号外第129号中 (環境政策課) 19

平成16年 9 月28日付け島根県報号外第101号中 (建築住宅課) 19

平成17年 2 月25日付け島根県報第1,653号中 (") 19

公布された条例等のあらまし

温泉法施行細則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

温泉を利用する施設内に掲示する事項を加えることとした。（様式第23号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第79号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和61年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第23号の備考を次のように改める。

備考

「掲示事項」は、下記事項を記載すること。

- ・ 源泉名
- ・ 温泉の泉質
- ・ 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- ・ 温泉の成分
- ・ 温泉の成分の分析年月日
- ・ 登録分析機関の名称及び登録番号
- ・ 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ・ 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ・ 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
- ・ 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
- ・ 浴用又は飲用の禁忌症
- ・ 浴用又は飲用の方法及び注意

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の温泉法施行細則様式第23号の適用については、この規則の施行の日から平成17年5月23日までの間は、同様式中「温泉法施行規則」とあるのは、「温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第2号）附則第2項の規定により同令の施行前に届け出ることができることとされる同令による改正後の温泉法施行規則」とする。

告 示

島根県告示第483号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により、島根県立中部情報化センターの使用料の還付金の支出事務を平成17年4月1日から大田市大田町大田イ236番地4財団法人しまね女性センターに委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第484号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、島根県芸術文化センターの使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の還付金の支払事務を平成17年4月1日から松江市殿町158番地財団法人島根県文化振興財団に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人 嘉本整形外科	通所リハビリ テーション	デイケア嘉本	松江市西津田2丁目2番2号	平成17年 4月1日

島根県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、頓原町土地改良区の定款変更を平成17年3月25日付
けで認可した。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市	園地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第488号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄田信義

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町下橋波556続1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第489号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄田信義

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町毛津字谷尻605、627-1、627-3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第490号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町八幡原字蛇見972、973、宇米山990、宇空田991、992
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第491号

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）第18条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立産業高度化支援センター
- 2 指定管理者
松江市北陵町1番地 財団法人しまね産業振興財団
- 3 指定期間
平成17年 4 月 1 日から 3 年間

島根県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー出雲北店 島根県出雲市高岡町1237 - 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,050.00㎡

(変更後) 3,363.65㎡

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 135台

(変更後) 166台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 17台

(変更後) 60台

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻9時 閉店時刻20時

(変更後) 開店時刻10時 閉店時刻翌1時

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8時30分から20時30分

(変更後) 9時30分から翌1時30分

カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 9時から22時

(変更後) 6時から19時

(4) 変更の年月日

平成17年11月29日

2 届出年月日

平成17年3月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課(島根県出雲市今市町109-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

第 4 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
美郷町	平成13年度～16年度	54枚	1冊	酒谷	平成17年 3 月30日
柿木村	平成15年度～16年度	64枚	1冊	大野原 2	平成17年 3 月30日
浜田市	平成16年度	12枚	1冊	田橋町	平成17年 3 月30日
松江市	平成15年度～16年度	65枚	1冊	長海	平成17年 3 月30日
弥栄村	平成15年度～16年度	91枚	1冊	長安本郷	平成17年 3 月30日
津和野町	平成14年度～16年度	6枚	1冊	森村の一部	平成17年 3 月30日
金城町	平成11年度～16年度	94枚	1冊	上来原	平成17年 3 月30日

島根県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第 7 条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、島根県土木部道路維持課及び浜田土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

整理番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	管轄する土木建築事務所の名称	備 考
		終 点				
339	熱田インター線	浜田市熱田町			浜田土木建築事務所	
		熱田インター				

島根県告示第495号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域				管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	斐川一畑大社線	出雲市河下町1562番 6 地先から同町1538番 7 地先まで	前	A	メートル 6.00～ 8.00	メートル 83.00	交通安全工事 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 迂回路撤去
				B	10.60～ 15.40	96.00	
			後 A	6.00～ 8.00	83.00		

"	大社立久恵線	出雲市高松町字北原326番2地先から同字324番地先まで	前 A	3.50~14.00	99.00	出雲土木建築事務所	神戸川放水路事業に伴う仮設道設置 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			A	3.50~14.00	99.00		
			後 B	4.00~12.00	97.00		
"	平田荘原線	出雲市灘分町63番3地先から同町字二ノ切937番2地先まで	前	20.00~37.50	87.00	川本土木建築事務所	都市計画街路事業 減幅 迂回路撤去
			後	20.00~31.00	87.00		
"	浜田作木線	邑智郡邑南町下口羽2365番8地先から同2365番21地先まで	前	6.00	12.00	川本土木建築事務所	道路災害復旧工事 拡幅
			後	10.00~44.00	12.00		

島根県告示第496号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田字松田752番5地先から同町大字浦郷字寺ノ谷36番1地先まで	メートル 1027.00	平成17年 4月23日	隠岐支庁	
"	375号	大田市川合町忍原字中曽根イ1050番1地先から同町忍原字大谷イ963番3地先まで	150.00	平成17年 4月8日	川本土木建築事務所大田土木事業所	
県道	大社立久恵線	出雲市高松町字北原326番2地先から同字324番地先まで	97.00	"	出雲土木建築事務所	

島根県告示第497号

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄田信義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立浜山公園
- 2 指定管理者
出雲市矢野町999番地 特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21

3 指定期間

平成17年 4 月 1 日から 3 年間

島根県告示第498号

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立石見海浜公園

2 指定管理者

浜田市朝日町91番地13 株式会社 I S P

3 指定期間

平成17年 4 月 1 日から 3 年間

島根県告示第499号

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立万葉公園

2 指定管理者

益田市大谷町36番地 3 大畑建設株式会社

3 指定期間

平成17年 4 月 1 日から 3 年間

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 3 月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 かぜのゆめ

3 代表者の氏名

糸川礼子

4 主たる事務所の所在地

八束郡宍道町大字宍道1320番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の豊かな自然の中で、心身共に健全な生活を目指して、学術文化芸術、又は、スポーツの振興を図る活動を通して、一人一人が自分自身の体を知り、明るく元気な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひまわり

3 代表者の氏名

岡本久三

4 主たる事務所の所在地

浜田市佐野町イ239番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者に対して、デイサービスを通して介護者への介護指導及び健康相談を行う。また、ずっこけ劇団による福祉施設の訪問と市民のふれあいの場を提供する事業を行い、地域福祉の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成17年4月8日

島根県知事 澄 田 信 義

特殊肥料 指 定 名	生産（輸入または 販売）届出業者	肥料の名称	検 査 の 結 果	備 考
石こう	大福工業株式会社	エスプラス	TCu-2.8ppm、TZn-6.6ppm、 As-1.67ppm、Cd-0.34ppm、 Hg-0.31ppm、Ni-2.98ppm、 Cr-3.47ppm、Pb-6.80ppm	

備考 ...分析結果を実施した成分の略号は次の通りである。

TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、As - ひ素、Cd - カドミウム、Hg - 水銀、Ni - ニッケル、Cr - クロム、
Pb - 鉛

備考 ...特記あるものを除き、数値は現物当たりの値である。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（島根県栽培漁業基本計画）の策定
沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、平成21年度を目標年度とする水産動物の
種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表す
る。

平成17年 4 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

本県沿岸・沖合域における水産資源は、漁獲努力量の過剰や各種産業活動に伴う漁場環境の悪化等により、総じて低位
に推移している。この影響を受けて、本県の水産業は大幅に漁獲量が減少し、減船や廃業を余儀なくされるなど危機的な
状況に至っている。

このため、水産資源の回復及びその持続的な利用を図るため、他の諸施策とも連携を取りながら、栽培漁業を積極的に
推進する必要がある。

栽培漁業は、自然界において水産動物の減耗が最も激しい卵から幼稚子の時期を人間が管理し、これを天然の水域へ放
流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の資源の持続的な利用を図ろうとするものであり、つくり育てる漁業
の中核をなす施策である。対象種の水産資源への加入量を積極的に増加させるだけでなく、放流水域における育成管理を
通じ、対象種以外の水産動物をも包括した資源管理の展開を促進し、水産資源の安定化と増大に資することを目的として
いる。

本計画においては、これまでの栽培漁業の成果や漁業関係者からの要望を基に、種々の漁業種類で漁獲され受益範囲の
広いマダイ、ヒラメの2魚種及び磯根資源として全県的に利用されているアワビ、単価が高く移動が少ないことから高い
放流効果が期待されるオニオコゼ、さらに新規対象魚種として近年種苗生産技術が開発され県内漁業における位置づけも
高いアカアマダイを加えた合計5種を対象種として取り上げる。

栽培漁業の展開に当たっては、県下の全域で取り組む必要があることから、県、(社)島根県水産振興協会（以下「指定法
人」^{※1}という。）を中心に漁業者、漁業団体、市町村が一体となった体制が整えられており、今後は、本計画に基づ
き、栽培漁業を更に計画的かつ効果的に推進することとする。

第 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成

栽培漁業対象種の選定に際しては、社会経済的な要請、資源生態等既存の知見、種苗生産技術開発の進捗状況等を
十分検討するとともに、種苗生産・中間育成施設的能力を踏まえ、対象種の絞り込みを行う。

栽培漁業の展開に際しては、関連技術の開発、事業規模での効果の実証及び普及を計画的に実施し、それらの結果
を踏まえた適切な進行管理体制を整備していくこととする。

また、放流した種苗は、放流対象水域において天然の水産動物と混合するので、疾病防除に努めるとともに、生態系、遺伝的多様性^{注2}に対する影響などに配慮することとする。

さらに、栽培漁業の有効性を検証する必要があることから、投入される費用に応じた効果又は資源量の増加が期待できる計画的な栽培漁業の実施に努めることとする。

(2) 栽培漁業の推進体制

県及び指定法人は、種苗生産の安定及び増大並びに効率的な放流技術の開発向上に努め、放流効果の発現を図ることとする。

種苗の中間育成及び放流は、指定法人が中心となり、漁業者の参画のもとに実施する。

指定法人は、放流効果実証事業^{注3}を実施し、放流効果の展示に努める。

県、市町村、漁業団体は指定法人の実施する中間育成及び放流並びに放流効果実証事業を支援する。

県は、中間育成をより効率的に進めるため、中間育成施設の集約・拠点化を支援する。

(3) 栽培漁業対象種に関する放流後の管理の促進

放流後の資源管理については、マダイやヒラメを対象とした島根県広域回遊資源管理計画^{注4}やアワビを対象とした地域重要資源管理計画^{注5}を遵守するものとする。

また、栽培漁業対象種のために造成した増殖場を有効に活用するなど水産基盤整備事業との連携によって効率的な事業の展開を図る。

なお、種苗の育成と放流に当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及び実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重するものとする。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は以下のとおりとする。

なお、国等で新たに技術が開発された種類については、本県の海域特性や栽培漁業対象種としての適性を踏まえた上で導入の検討を行うものとする。

魚 類...マダイ、ヒラメ、オニオコゼ、アカアマダイ

貝 類...アワビ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成21年度における水産動物の種類ごとの種苗の放流数量及び放流時の大きさの目標は次のとおりとする。

区 分	魚 種 名	放 流 数 量	放流時の大きさ
魚 類	マダイ	1,000千尾	全長 70mm
	ヒラメ	700千尾	全長 80mm
	オニオコゼ	160千尾	全長 50mm
	アカアマダイ	10千尾	全長 100mm
貝 類	アワビ	500千個	殻長 30mm

第4 放流効果実証事業に関する事項

(1) 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物は次のとおりとする。

魚 類...マダイ、ヒラメ

(2) 放流効果実証事業に関する魚種ごとの指標は次のとおりとする。

種類...マダイ

区 分	指 標
放 流 尾 数	1,000千尾
放 流 時 期	8月～9月
放流時の大きさ	全長70ミリメートル

成育の助長に関する協力の要請内容	全長15センチメートル以下の個体の再放流
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況の調査を行う。
経済効果の普及方法	市場調査から得られた結果をとりまとめ、資料を関係漁業者に配布するとともに、説明会又は検討会を開催し普及に努める。

種類...ヒラメ

区 分	指 標
放 流 尾 数	700千尾
放 流 時 期	5 月 ~ 6 月
放流時の大きさ	全長80ミリメートル
成育の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長30センチメートル以下の個体の再放流
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況の調査を行う。
経済効果の普及方法	市場調査から得られた結果をとりまとめ、資料を関係漁業者に配布するとともに、説明会又は検討会を開催し普及に努める。

第 5 特定水産動物育成事業^{注6}に関する事項

放流効果実証事業の結果、特定水産動物育成事業の実現が可能と認められる魚種にあっては、当該事業への移行に努めるものとし、その場合においては、関係する機関と十分協議するものとする。

第 6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発水準の目標及び解決すべき技術開発上の問題点並びに技術開発水準の到達すべき段階は次のとおりとする。

(1) 種苗生産の技術水準の目標

魚 種 名	1 立方メートル当りの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗の生産回数
マダイ	3,000尾	全長25ミリメートル	1 回 / 年
ヒラメ	4,000尾	全長30ミリメートル	1 回 / 年
オニオコゼ	3,000尾	全長30ミリメートル	1 回 / 年
アカアマダイ	800尾	全長25ミリメートル	1 回 / 年
アワビ	2,500個	殻長15ミリメートル	1 回 / 年

(2) 解決すべき技術開発上の問題点

解決すべき技術開発上の問題点は次のとおりとする。

水産動物の種類	技 術 開 発 上 の 問 題 点
マダイ	放流技術
ヒラメ	無眼側着色魚の出現防止、選別技術の向上、優良親魚養成、放流技術
オニオコゼ	採卵技術、飼育技術、放流技術
アカアマダイ	親魚確保、採卵技術、種苗生産技術、中間育成技術、放流技術
アワビ	中間育成技術、放流技術

(3) 技術開発水準の到達すべき段階

魚 種	基準年における平均 的技術開発段階	21年度における技術 開発段階
マダイ	E	E
ヒラメ	E	E
オニオコゼ	C	D
アカアマダイ		A
アワビ	E	E

(注) 上記の技術開発の段階を示す符号は以下の分類による。

A...新技術開発期

種苗生産の基礎技術開発を行う。

B...量産技術開発期

種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。

C...放流技術開発期

種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。

D...事業化検討期

対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。

E...事業化実証期

種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。

F...事業実施期

持続的な栽培漁業が成立する。

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

種苗の効率的資源添加を図り、放流効果を最大限に発現させるため、次の事項に留意し調査を実施する。

- (1) 種苗放流事業を行う者は、放流効果の適切な把握ができるよう、可能な限り標識を付して放流するものとする。しかし、魚種によっては外見上明らかに放流魚と判断できる特徴を有するものもあり、それらの種類にあっては、その判断基準を明らかにした上で標識に代えるものとする。また、内部標識等有効な標識の検討を行うものとする。
- (2) 指定法人は県の策定した栽培マニュアル^{注7}に従い、放流効果実証事業を行う。
- (3) 指定法人は放流効果実証事業を実施するに当たり、各漁協の職員等を対象に調査指導員及び調査員を育成する。
- (4) 県は、放流効果実証事業から得られた結果を基に、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量等を次の放流計画に反映させて適切な進行管理に努めることとする。
- (5) 県及び指定法人は、放流効果調査の結果を島根県水産振興審議会に報告するとともに、広く関係漁業者にも示すものとする。
- (6) 県はマダイ、ヒラメ等、県の範囲を越えて移動する栽培漁業対象種については、県をまたがる広域な協議会等で策定した計画に基づき共同調査を行うこととする。

第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- (1) 県及び指定法人は、栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、独立行政法人水産総合研究センター、他の都道府県の関係機関及び指定法人はもとより、社団法人全国豊かな海づくり推進協会、社団法人マリノフォーラム²¹等の全国団体と緊密な連携を図るものとする。
- (2) 県の定める基本計画及び毎年度の栽培漁業実施計画その他本県栽培漁業の推進に関する事項については、学識経験者、市町村、漁業協同組合等を構成員とする島根県水産振興審議会にて協議する。

- (3) 県は、県が実施する水産業改良普及事業及び試験研究事業を通じて栽培漁業に関する技術の普及を促進する。
また、栽培漁業の進め方、放流種苗の保護育成の必要性について漁業者、遊漁者の理解と協力を得るため、関係団体と連携を取りながら啓発普及する。
- (4) 県は、栽培漁業の一層の定着、進展を図るため、種苗生産技術が確立し、かつ放流による経済効果が実証された魚種については、関係漁業者による自主的な生産、放流へと誘導する。
- (5) 県は、期待した効果が得られない魚種について、当該魚種の種苗の生産及び放流並びに育成に関する計画を見直すことができるものとする。

注 1 指定法人

県の栽培漁業基本計画において放流効果実証事業に関する事項を定めたときに、水産動物の種苗の放流を行おうとする公益法人（民法第34条）であるものを、都道府県で1つに限り指定することができる。

注 2 遺伝的多様性

集団の遺伝子レベルにおいて、変化に富んでいる度合いをいう。海の魚は1尾当たりの産卵数が多く、少数の親魚から生まれた稚魚を放流した場合、遺伝的な偏りが指摘されているため、人工種苗を放流する際に天然に生息している遺伝的多様性を損なわないように、多様な遺伝的組み合わせを持った種苗を生産し放流する必要がある。

注 3 放流効果実証事業

水産動物の種苗の放流による経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。

注 4 島根県広域回遊資源管理計画

マダイ・ヒラメを対象とした資源管理計画で、平成5年度に策定された。マダイ15cm以下、ヒラメ30cm以下の再放流や網目制限、禁漁区の設定などが盛り込まれている。

注 5 地域重要資源管理計画

アワビ・サザエを対象とした資源管理計画で、平成元年から7年度にかけて県内14地区で策定された。禁漁区の設定や操業時間の制限、潜水の禁止などが主な内容となっている。

注 6 特定水産動物育成事業

特定水産動物（県の栽培漁業基本計画において定める）の種苗の放流及び育成を行う事業で、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が事業主体となり、一定の水面を育成水面として定め、関係漁業者に対して育成管理の義務を課すこと。

本制度では、種苗の生産・放流に経費がかかるが、特定水産動物を採捕する組合員以外からは利用料を徴取することができるため、栽培漁業を経済的に自立運営できるとの考え方が前提となっている。

注 7 栽培マニュアル

平成8年、県が種苗輸送、中間育成、種苗放流、市場調査の手法をとりまとめたマニュアル本。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、平成17年4月24日執行予定の松江市長選挙について次のとおり開票区を設けたので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

市町村名	開票区名	区	域
		松江第1投票区、松江第2投票区、松江第3投票区、松江第4投票区、松江第5投票区、松江第6投票区、松江第7投票区、松江第8投票区、松江第9投票区、松江第10投票区、松江第11投票区、松江第12投票区、松江第13投票区、松江第14投票区、松江第15投票区、	

松江市	松江市松江開票区	松江第16投票区、松江第17投票区、松江第18投票区、松江第19投票区、松江第20投票区、松江第21投票区、松江第22投票区、松江第23投票区、松江第24投票区、松江第25投票区、松江第26投票区、松江第27投票区、松江第28投票区、松江第29投票区、松江第30投票区、松江第31投票区、松江第32投票区、松江第33投票区、松江第34投票区、松江第35投票区、松江第36投票区、松江第37投票区、松江第38投票区、松江第39投票区、松江第40投票区、松江第41投票区、松江第42投票区、松江第43投票区、松江第44投票区、松江第45投票区、松江第46投票区、松江第47投票区、松江第48投票区、松江第49投票区、松江第50投票区、松江第51投票区
	松江市鹿島開票区	鹿島第1投票区、鹿島第2投票区、鹿島第3投票区、鹿島第4投票区、鹿島第5投票区、鹿島第6投票区、鹿島第7投票区、鹿島第8投票区、鹿島第9投票区、鹿島第10投票区、鹿島第11投票区、鹿島第12投票区、鹿島第13投票区
	松江市島根開票区	島根第1投票区、島根第2投票区、島根第3投票区、島根第4投票区、島根第5投票区、島根第6投票区、島根第7投票区、島根第8投票区、島根第9投票区、島根第10投票区、島根第11投票区、島根第12投票区
	松江市美保関開票区	美保関第1投票区、美保関第2投票区、美保関第3投票区、美保関第4投票区、美保関第5投票区、美保関第6投票区、美保関第7投票区、美保関第8投票区、美保関第9投票区、美保関第10投票区、美保関第11投票区、美保関第12投票区、美保関第13投票区、美保関第14投票区、美保関第15投票区、美保関第16投票区、美保関第17投票区、美保関第18投票区、美保関第19投票区、美保関第20投票区、美保関第21投票区
	松江市八雲開票区	八雲第1投票区、八雲第2投票区、八雲第3投票区、八雲第4投票区、八雲第5投票区、八雲第6投票区、八雲第7投票区
	松江市玉湯開票区	玉湯第1投票区、玉湯第2投票区、玉湯第3投票区、玉湯第4投票区、玉湯第5投票区、玉湯第6投票区
	松江市宍道開票区	宍道第1投票区、宍道第2投票区、宍道第3投票区、宍道第4投票区、宍道第5投票区、宍道第6投票区、宍道第7投票区、宍道第8投票区、宍道第9投票区、宍道第10投票区、宍道第11投票区
	松江市八束開票区	八束第1投票区、八束第2投票区、八束第3投票区、八束第4投票区、八束第5投票区、八束第6投票区、八束第7投票区、八束第8投票区

島根県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成17年4月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238番地	平成17年3月31日

島根県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成17年 4 月 8 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称 及 び 所 在 地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
鹿島病院	八束郡鹿島町大字名分243番地 1	施設の所在地の表記	松江市鹿島町名分243番地 1
玉造厚生年金病院	八束郡玉湯町大字湯町 1 番地 2	施設の所在地の表記	松江市玉湯町湯町 1 番地 2
医療法人同仁会こなんホスピタル	八束郡宍道町大字白石129番地 1	施設の所在地の表記	松江市宍道町白石129番地 1
養護老人ホーム慈光苑	八束郡島根町大字大芦5707番地	施設の所在地の表記	松江市島根町大芦5707番地
特別養護老人ホームあとむ苑	八束郡鹿島町大字北講武885番地 6	施設の所在地の表記	松江市鹿島町北講武885番地 6
特別養護老人ホームゆうなぎ苑	八束郡島根町大字大芦5707番地	施設の所在地の表記	松江市島根町大芦5707番地
特別養護老人ホーム美保の里	八束郡美保関町大字片江79番地	施設の所在地の表記	松江市美保関町片江79番地
特別養護老人ホームやくも光陽の里	八束郡八雲村大字東岩坂806番地	施設の所在地の表記	松江市八雲町東岩坂806番地
特別養護老人ホームゆめハウス	八束郡宍道町大字西来待2071番地 1	施設の所在地の表記	松江市宍道町西来待2071番地 1
老人保健施設ケアセンター喜南	八束郡宍道町大字白石129番地 1	施設の所在地の表記	松江市宍道町白石129番地 1
仁多福祉会立養護老人ホーム玉峰苑	仁多郡仁多町大字亀嵩444番地 2	施設の所在地の表記	仁多郡奥出雲町亀嵩444番地 2
特別養護老人ホームむらくも苑	仁多郡横田町大字稲原57番地 1	施設の所在地の表記	仁多郡奥出雲町稲原57番地 1
身体障害者療護施設コスモス	仁多郡横田町大字稲原57番地 6	施設の所在地の表記	仁多郡奥出雲町稲原57番地 6

島根県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号に規定する施設として指定した旨、松江市選挙管理委員会から報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 4 月 8 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宍道農村環境改善センター	松江市宍道町上来待212番1	平成17年3月31日

島根県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、松江市選挙管理委員会及び奥出雲町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年4月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
施 設 の 名 称	所 在 地	施 設 の 名 称	所 在 地	
松江市総合体育館	松江市西川津町3562番地	松江市総合体育館	松江市学園南1丁目21番1号	平成10年11月3日
島根町老人福祉センター	八束郡島根町大字大芦2173番地	大芦老人福祉センター	松江市島根町大芦2173番地	平成17年3月31日
加賀老人福祉センター	八束郡島根町大字加賀1148番地	加賀老人福祉センター	松江市島根町加賀1148番地	平成17年3月31日
美保関町老人福祉センター	八束郡美保関町大字七類1483番地2	美保関老人福祉センター	松江市美保関町七類1483番地2	平成17年3月31日
日吉ふれあい会館	八束郡八雲村大字日吉151番地2	松江市日吉ふれあい会館	松江市八雲町日吉151番地2	平成17年3月31日
八雲村構造改善センター	八束郡八雲村大字西岩坂3856番地1	八雲構造改善センター	松江市八雲町西岩坂3856番1	平成17年3月31日
八雲村社会福祉センター	八束郡八雲村大字西岩坂355番地1	松江市八雲社会福祉センター	松江市八雲町西岩坂355番1	平成17年3月31日
仁多町立町民体育館	仁多郡仁多町大字三成445番地3	奥出雲町立町民体育館	仁多郡奥出雲町三成445番地3	平成17年3月31日
亀高基幹集落センター	仁多郡仁多町大字亀高2215番地1	亀高基幹集落センター	仁多郡奥出雲町亀高2215番地1	平成17年3月31日
仁多町立農村環境改善センター	仁多郡仁多町大字三成436番地	奥出雲町立農村環境改善センター	仁多郡奥出雲町三成436番地	平成17年3月31日
仁多町高齢者等活動・生活支援促進機械施設（布勢コミュニティセンター）	仁多郡仁多町大字馬馳13番地4	奥出雲町高齢者等活動・生活支援促進機械施設（布勢コミュニティセンター）	仁多郡奥出雲町馬馳13番地4	平成17年3月31日
仁多町立婦人・若者等活動促進施設（あいコミュニティセンター）	仁多郡仁多町大字下阿井355番地1	奥出雲町立婦人・若者等活動促進施設（あいコミュニティセンター）	仁多郡奥出雲町下阿井355番地1	平成17年3月31日
横田町コミュニティセンター	仁多郡横田町大字横田1037番地	横田コミュニティセンター	仁多郡奥出雲町横田1037番地	平成17年3月31日

正

誤

平成16年12月28日付け島根県報号外第129号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から 4	騒音規制基準等	規制基準等
	上から 5	振動規制基準等	規制基準等
	上から12	騒音規制基準等	規制基準等
2	下から13	振動規制基準等	規制基準等

平成16年 9 月28日付け島根県報号外第101号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から13	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
	下から 9	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
	下から 3	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
7	上から 5	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
	下から20	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
	下から 8	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
8	上から 2	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
	上から 5	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項
	上から 8	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項

平成17年 2 月25日付け島根県報第1,653号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から 9	第11条の 3	第11条の 3 第 1 項

